

2024 年度認定成年後見人養成研修応用・実務編に参加して

坂東 弥生／大阪府支部

私は日頃、地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事しています。地域で暮らす高齢者の方々のなかには、認知症をはじめアディクション問題、遅発パラフレニー、パーソナリティ症などの精神疾患を持ち合わせるが故に、生きづらさを抱えた方々がたくさんおられます。専門的知識を必要とする支援の場面もたくさんあります。いつしか「高齢者福祉のなかで MHSW として自分はどうあるべきか」を常に意識するようになりました。私が MHSW として専門職後見人取得しようとした動機でもあります。

このたびの研修では、「後見は、ソーシャルワークではない」という言葉が印象的でした。しかし、身上保護の場面では、大いにソーシャルワークが必要であることもわかりました。そこに MHSW が後見人になる意義があると考えます。心理的安全性と生活の安定を確保できた時、内なる力を発揮して自らの人生を再スタートさせようと立ち上がる姿は素晴らしいものがあります。

副業禁止の職場のため今すぐの受任はできませんが、クローバーに所属させていただき、地域向けに成年後見制度利用促進活動を通して MHSW も専門職後見人ができることの理解を促していくことができれば、そしていつかは受任し一人でも多くの素晴らしい姿を見たいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

クローバーの活動を振り返って

今村 浩司（2022・2023 年度クローバー運営委員会 助言者／福岡県支部）

2000 年 4 月に成年後見制度がスタートして、四半世紀が経過しようとしています。この度、長いことお世話になったクローバー運営委員を退任いたしました。クローバーnews 第 40 号に「クローバーの活動を振り返りながら…」という内容で書かせていただきましたが、改めて振り返りたいと思います。

2006 年 4 月に、地元の北九州市で活動を共にしている弁護士、司法書士や、社協と協力して、「有限責任中間法人（現在は一般社団法人）北九州成年後見センター（通称みると）」を立ち上げました。当時としては珍しく、法律職と福祉職との協働や、組織的な対応という、新システムの導入の展開を図り、元クローバー運営委員の A 氏とともに活動を展開してきました。そのような中、成年後見制度において専門職としてシステムの構築の必要性を切実に感じ、翌年の 2007 年に開催された本協会の成年後見養成モデル研修に参加しました。当時、企画立案運営等に関わられていた方々が、クローバー運営委員となり、私自身もクローバー運営委員の初代委員長を担い、2009 年、第一号の受任者誕生に至りました。

クローバー設立までの経緯の中で「自己決定を尊重する精神保健福祉士と、本人の代理で判断や決定を行う成年後見人の特徴は相反するものであり、事業実施には慎重であるべき」という意見と「精神障害者本人の権利を擁護し、その自己決定を最大限に尊重しつつ関わる成年後見人には、精神保健福祉士の専門的力量的活用が求められている」という意見があり、各場面において丁寧に議論を積み重ねてきました。今現在も、心に刻んでおかねばならないとても重要なことだと認識しています。クローバーの活動も徐々に発展していく中、2016 年には、「成年後見制度利用促進法」が制定され、策定されたのが「成年後見制度利用促進基本計画」です。基本計画の中で「意思決定支援」という概念が取り入れられることになり、すべての人に意思決定能力があると推定したうえで、意思決定が困難な場合は、当事者にとって最善の利益が選択されるということであると考えます。

成年後見制度は万能なものではないと今でも思います。ある意味、人権をまもるべき立場にある成年後見人が、その権限の強さゆえに人権を侵害してしまう可能性も否定できません。だからこそ、自分たちの実践を通して、成年後見制度がもっと柔軟に活用できる資源になること、そして「最善の利益が選択される」よう活動を展開しつつ訴えていくことも重要な課題であると考えています。そして、実践を通してクローバーが更なる発展をし、精神保健福祉士の倫理観がさらに磨かれていくであろうことを、切に期待したいと思います。

昨年 10 月より福岡県協会において、クローバー業務の部分委託の締結を行い、その役割を担わせて頂くことになりました。新たなクローバーのシステムの展開が、福岡県での取組みによって今後の都道府県協会での成年後見活動の良いモデルとして参考になれるように、これからも微力ながら地方でクローバーの活動を進めていきたいと思っています。

引き続き、よろしくお願いいたします！

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

◆登録・受任相談・受任件数

(2025年3月31日現在)

都道府県	登録者数	受任相談 累計	2024年度実績(2025年3月31日現在)				受任 調整中	受任 不可・ 取下数
			相談件数	家裁から 依頼	中核機関 等依頼	登録者経 由の依頼		
北海道	4	9	2	2	0	0	2	0
青森県	2	4	0	0	0	0	0	0
岩手県	3	2	0	0	0	0	0	0
宮城県	8	12	2	0	2	0	2	0
秋田県	4	7	3	3	0	0	2	1
山形県	2	13	0	0	0	0	0	0
福島県	2	3	0	0	0	0	0	0
茨城県	3	1	1	0	1	0	0	1
栃木県	9	27	3	3	0	0	1	2
群馬県	3	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	22	42	8	1	7	0	2	4
千葉県	10	10	3	3	0	0	2	0
東京都	44	223	26	7	19	0	10	4
神奈川県	15	37	1	0	1	0	0	1
新潟県	4	6	1	1	0	0	1	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	1	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	3	5	0	0	0	0	0	0
長野県	4	2	1	0	1	0	1	0
岐阜県	3	4	1	1	0	0	0	0
静岡県	10	23	2	2	0	0	0	2
愛知県	14	17	2	1	1	0	0	2
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	4	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	11	29	5	0	3	2	2	3
兵庫県	8	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	5	0	0	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	4	1	0	0	0	0	0	0
広島県	3	6	0	0	0	0	0	0
山口県	2	1	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	3	3	0	0	0	0	0	0
高知県	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	22	106	14	14	0	0	8	5
佐賀県	1	6	3	3	0	0	1	0
長崎県	7	13	3	3	0	0	3	0
熊本県	6	91	5	5	0	0	1	0
大分県	1	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	2	6	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	4	0	0	0	0	0	0
沖縄県	12	39	16	16	0	0	1	14
例外対応	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	267	760	102	65	35	2	39	44

※「受任不可・取下数」とは、候補者不在または依頼先からの取下げのあった件数です。

◆活動状況

(2024年12月1日～2025年2月28日)

- 12/4 2024年度第1回規程改正小委員会
- 12/5 長崎家裁「令和6年度家事関係機関との連絡協議会」
- 12/6 成年後見センター・リーガルサポート設立25周年記念シンポジウム・式典・祝賀会
- 12/10 2024年度第1回都道府県協会部分委託小委員会
- 12/13 2024年度第2回登録者フォローアップ/継続研修小委員会
- 12/17 よこはま成年後見推進センター訪問
- 2025/1/9 第4回東京クローバー登録者の集い
- 1/10 令和7年賀詞交換会
- 1/16 大阪&関西 クローバー登録者の集い
- 1/18 第5回神奈川クローバー登録者の集い
- 1/22 2024年度第3回登録者フォローアップ/継続研修小委員会
- 1/24 令和6年度後見人等候補者推薦団体との意見交換会
- 1/30 2024年度第2回規程改正小委員会
- 2/9 とちぎのクローバー・クローバー連絡会議(第9回)

◆お知らせ◆

令和7年4月1日から報告書式等が変わりました

2025(令和7)年4月1日から家庭裁判所に提出する後見等の事務報告書の書式等が全国共通の書式に変わることについて、改めてご案内します。新書式は各地家裁のウェブサイトからダウンロードできます。旧書式のまま提出すると、再提出を求められる場合もありますので、ご注意ください。

新書式では、身上保護についての項目(被後見人の意思確認に関する項目と支援者に関する項目)が追加されています。意思決定支援については、日頃から重要視して業務に当たられていると思いますが、今後は支援内容の明文化と評価が求められます。今回の新書式だけではなく、クローバーの定期報告書式も昨年より新しくなっています。こちらも今まで同様、意思決定支援の実践を記録していきたいと思います。

家裁とクローバーの書式は同じではありませんが、記録作成のポイントとしてクローバーの「倫理・意思決定支援チェックシート」や「社会資源活用チェックシート」をいつでも活用してください。

その他の変更点は以下のとおりです。

- ・定期収入・支出及び臨時収入・支出の変化の具体的内容については、事務報告書の別紙「収支補足説明書」に記載することになりました。
- ・財産管理に関する代理権が付与されていない保佐・補助の場合も共通の事務報告書を使用することになりました。
- ・報酬付与と申し立てに関し、報酬の算定において考慮してほしい事情がある場合は、事務の内容ごとに「付与報酬申立事情説明書別紙」を提出することになりました。

受任者の勉強会等で後見人等を含む関係機関が連携して支援している実践を多数お聞きします。身上保護事務を言えば重要視する方向性を捉え、支援チームの形成やそこに参加する後見人等の業務、さらにその実践の記録も意識する必要性もあると考えます。

文責：関原 育、浅沼 尚子(クローバー運営委員)

編集後記

「報告書式変更」の記載もありましたが、ちょうど私も4月中に定期報告書を提出するため作成しています。改めて、内容を見比べると、より身上保護を重視しているように感じます。また意思決定支援の内容も盛り込まれ、いままでの事務的な内容から大幅な変化を感じました。記載内容も増え、作成に少し時間がかかりそうです。岡田 昌大(クローバー運営委員)